



児童は適切に養育されること、生活を保障し愛され、保護されること、心身の健やかな成長、発達、および自立はかれること(児童福祉法一条より)がうたわれています。

児童発達支援センターでは、その子ども一人ひとりの成長、発達を理解し、得意なことや、苦手なこともその子どもの特性としてとらえ、保護者の方々と一緒にこれからのことを考えていきたいと思っています。

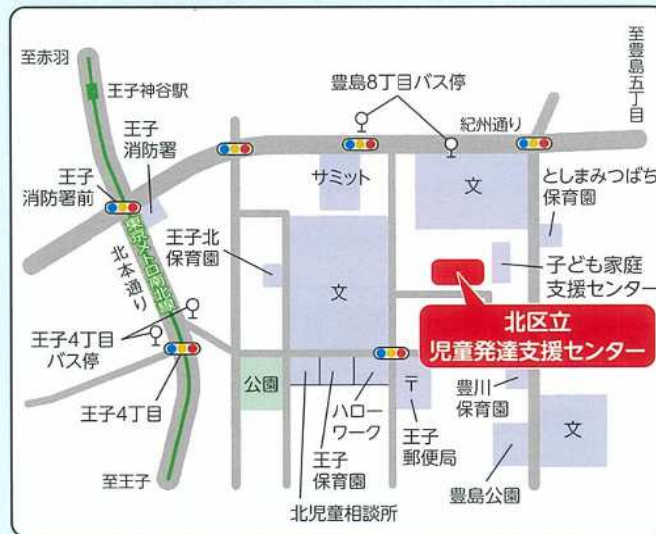
ささいなことでも、ぜひご相談ください。



北区立 児童発達支援センター

- 開館時間** 午前9時～午後5時
- 休館日** 土曜日・日曜日・祝日
年末年始(12月29日～1月3日)
- 住所** 〒114-0002
東京都北区王子6-7-3

電話 03-3913-8841 (代表)
FAX 03-3912-3016



交通アクセス

- 電車** 王子神谷駅下車(南北線) 徒歩10分
王子駅下車(JR/都電/南北線) 徒歩20分
- バス** 豊島8丁目下車(都営) 徒歩5分
王子4丁目下車(都営) 徒歩10分

北区立

児童発達支援センター

保育所等訪問支援



保育所等訪問支援事業について

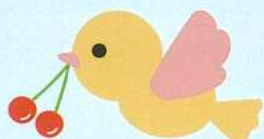
- 保育所等(保育園、幼稚園、認定こども園等)を利用する配慮の必要なお子さんが、安心して集団生活を送れるように支援をおこないます。

お子さんの地域での育ちを訪問先(保育所等)と連携しながら支援をおこないます。

- 療育等の経験をもつ職員又は心理相談員、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)が訪問します。

対象 北区に住民登録及び居住し、保育園、幼稚園、認定こども園等に通う、発達に心配のあるお子さんや集団場面で配慮の必要なお子さん。

料金 法定の利用料がかかります。ただし満3歳になって初めての4月1日から3年間は無料となります。



利用の流れ



利用の一例

◆ 10時～12時 ◆

保育園、幼稚園などの集団場面に訪問支援員が入ります。

観察や直接お子さんへの支援を集団場面に支障のないようおこないます。

◆ 12時～13時 ◆

園の先生とカンファアレンスをおこないます。

◆ 14時以降 ◆

保護者の方へ電話等で報告をおこないます。

注意事項

- 利用には受給者証が必要です。
- 受給者証の支給決定はサービス種別ごとに申請が必要です。
- 年間3回程度の利用となります。